

諮問第 1 号

令和 6 年度

花巻市国民健康保険  
特別会計予算



議案第 号

令和6年度花巻市国民健康保険特別会計予算

令和6年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,305,205千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		1,166,582
	1 国民健康保険税	1,166,582
2 使用料及び手数料		700
	1 手数料	700
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,231,229
	1 県補助金	6,231,228
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		423
	1 財産運用収入	423
6 繰入金		896,068
	1 他会計繰入金	567,072
	2 基金繰入金	328,996
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
8 諸収入		千円
		10,201
	1 延滞金、加算金及び過料	2,697
	2 預金利子	1
	3 雑入	7,503
歳 入 合 計		8,305,205

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円
		107,822
	1 総務管理費	60,460
	2 徴税費	45,089
	3 運営協議会費	546
2 保険給付費	4 趣旨普及費	1,727
		6,139,812
	1 療養諸費	5,296,068
	2 高額療養費	820,844
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	17,500
	5 葬祭諸費	5,100
6 傷病手当金	100	
3 国民健康保険事業費納付金		1,902,782
	1 医療給付費	1,213,597
	2 後期高齢者支援金等	521,765
	3 介護納付金	167,420

款	項	金額
		千円
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		137,322
	1 特定健康診査等事業費	124,436
	2 保健事業費	12,886
6 基金積立金		423
	1 基金積立金	423
7 公債費		42
	1 公債費	42
8 諸支出金		7,001
	1 償還金及び還付加算金	7,001
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	8,305,205

令和6年度

花巻市国民健康保険  
特別会計予算事項別明細書



令和6年度 花巻市国民健康保険特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	本 年 度	
	予 算 額	構 成 比
	千円	%
1 国民健康保険税	1,166,582	14.1
2 使用料及び手数料	700	0.0
3 国庫支出金	1	0.0
4 県支出金	6,231,229	75.0
5 財産収入	423	0.0
6 繰入金	896,068	10.8
7 繰越金	1	0.0
8 諸収入	10,201	0.1
歳入合計	8,305,205	100.0

前 年 度		比 較 増 減	増 減 率
予 算 額	構 成 比		
千円	%	千円	%
1,206,846	14.1	△40,264	△3.3
800	0.0	△100	△12.5
196	0.0	△195	△99.5
6,463,550	75.3	△232,321	△3.6
544	0.0	△121	△22.2
897,764	10.5	△1,696	△0.2
1	0.0	0	0.0
10,021	0.1	180	1.8
8,579,722	100.0	△274,517	△3.2

歳 出

款	本 年 度		前 年 度	
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比
	千円	%	千円	%
1 総務費	107,822	1.3	100,918	1.2
2 保険給付費	6,139,812	73.9	6,390,225	74.5
3 国民健康保険事業費納付金	1,902,782	22.9	1,924,638	22.4
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
5 保健事業費	137,322	1.7	146,143	1.7
6 基金積立金	423	0.0	544	0.0
7 公債費	42	0.0	42	0.0
8 諸支出金	7,001	0.1	7,201	0.1
9 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1
( 共同事業拠出金 )	0	0.0	10	0.0
歳 出 合 計	8,305,205	100.0	8,579,722	100.0

比較増減	増減率	本年度予算額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
6,904	6.8	12,607		700	94,515
△250,413	△3.9	6,100,554		11,666	27,592
△21,856	△1.1				1,902,782
0	0.0				1
△8,821	△6.0	28,270			109,052
△121	△22.2			423	
0	0.0				42
△200	△2.8				7,001
0	0.0				10,000
△10	△100.0				
△274,517	△3.2	6,141,431		12,789	2,150,985

## 2 歳 入

### 1款 国民健康保険税

#### 1項 国民健康保険税

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 国民健康保険税	千円 1,166,582	千円 1,206,793	千円 △40,211	1 医療給付費 分現年課税分	千円 769,294
				2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	259,864
				3 介護納付金 分現年課税 分	100,624
				4 医療給付費 分滞納繰越 分	23,600
				5 後期高齢者 支援金分滞 納繰越分	7,900
				6 介護納付金 分滞納繰越 分	5,300
(退職被保険 者等国民健 康保険税)		53	△53		
計	1,166,582	1,206,846	△40,264		

### 2款 使用料及び手数料

#### 1項 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 督促手数料	千円 700	千円 800	千円 △100	1 督促手数料	千円 700
計	700	800	△100		

説 明		千円
調定見込額 収納率	794,726千円 96.8%	
調定見込額 収納率	268,455千円 96.8%	
調定見込額 収納率	106,144千円 94.8%	

説 明		千円

### 3款 国庫支出金

#### 1項 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 災害臨時特 例補助金	千円 1	千円 1	千円 0	1 災害臨時特 例補助金	千円 1
( 出産育児一 時金臨時補 助金)		195	△195		
計	1	196	△195		

### 4款 県支出金

#### 1項 県補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 保険給付費 等交付金	千円 6,231,228	千円 6,463,549	千円 △232,321	1 普通交付金	千円 6,100,454
				2 特別交付金	130,774
計	6,231,228	6,463,549	△232,321		

### 4款 県支出金

#### 2項 財政安定化基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 財政安定化 基金交付金	千円 1	千円 1	千円 0	1 財政安定化 基金交付金	千円 1
計	1	1	0		

説	明	
		千円

説	明	
保険給付費分		千円

説	明	
		千円



5款 財産収入

1項 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配当金	千円 423	千円 544	千円 △121	1 利子及び配当金	千円 423
計	423	544	△121		

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 567,072	千円 608,254	千円 △41,182	1 保険基盤安定繰入金	千円 359,535
				2 未就学児均等割保険税繰入金	1,612
				3 産前産後保険税繰入金	304
				4 出産育児一時金繰入金	11,666
				5 その他一般会計繰入金	193,955
計	567,072	608,254	△41,182		

6款 繰入金

2項 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 328,996	千円 289,510	千円 39,486	1 財政調整基金繰入金	千円 328,996
計	328,996	289,510	39,486		

説	明	千円
	国民健康保険財政調整基金利子	

説	明	千円
	保険者支援分	124,171
	保険税軽減分	235,364
	未就学児均等割保険税軽減分	
	産前産後保険税軽減分	
	出産育児一時金	
	財政安定化支援事業分	113,349
	事務費分	80,606

説	明	千円

7款 繰越金

1項 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 1	千円 0	1 繰越金	千円 1
計	1	1	0		

8款 諸収入

1項 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 延滞金	千円 2,697	千円 1,996	千円 701	1 延滞金	千円 2,697
(退職被保険者等延滞金)		4	△4		
計	2,697	2,000	697		

8款 諸収入

2項 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 預金利子	千円 1	千円 1	千円 0	1 預金利子	千円 1
計	1	1	0		

8款 諸収入

3項 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 滞納処分費	千円 1	千円 1	千円 0	1 滞納処分費	千円 1

説	明	
		千円

説	明	
		千円

説	明	
		千円

説	明	
		千円

8款 諸収入  
3項 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
2 返納金	千円 4,000	千円 5,000	千円 △1,000	1 返納金	千円 4,000
3 第三者返納金	3,500	3,000	500	1 第三者返納金	3,500
4 特定健康診査等負担金	1	1	0	1 過年度分	1
5 雑入	1	1	0	1 雑入	1
(退職被保険者等返納金)		15	△15		
(退職被保険者等第三者返納金)		2	△2		
計	7,503	8,020	△517		

説	明
	千円

### 3 歳 出

#### 1款 総務費

##### 1項 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	48,066	45,357	2,709	2,673			45,393
2 連合会負担金	12,394	12,454	△60				12,394
計	60,460	57,811	2,649	2,673			57,787

#### 1款 総務費

##### 2項 徴税費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	45,089	40,841	4,248	9,176		700	35,213

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	4,007	管理運営費 うち電算処理等業務委託料	48,066 20,897
2 給料	1,961	システム改修業務委託料 各種通知封入事務等業務委託料 オンライン資格確認等運営負担金 会議出席負担金	200 181 608 20
3 職員手当等	1,914		
4 共済費	1,328		
8 旅費	333		
10 需用費	3,008		
11 役務費	7,892		
12 委託料	21,278		
13 使用料及び 賃借料	5,717		
18 負担金補助 及び交付金	628		
18 負担金補助 及び交付金	12,394	岩手県国民健康保険団体連合会負担金 うち岩手県国民健康保険団体連合会負担金	12,394 12,394

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	7,184	賦課徴収事業費 うち電算処理等業務委託料 市税課税計算等業務委託料	45,089 10,610 7,233
2 給料	3,922		
3 職員手当等	3,830		



1款 総務費

2項 徴税費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	45,089	40,841	4,248	9,176		700	35,213

1款 総務費

3項 運営協議会費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営協議会 費	千円 546	千円 546	千円 0	千円	千円	千円	千円 546
計	546	546	0				546

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
4 共済費	2,657		
8 旅費	544		
10 需用費	1,429		
11 役務費	7,447		
12 委託料	17,843		
13 使用料及び 賃借料	233		

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	224	運営協議会費 うち岩手県国保運営委員協議会負担金 会議出席負担金	546 25 10
8 旅費	277		
10 需用費	10		
18 負担金補助 及び交付金	35		

1款 総務費

4項 趣旨普及費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 趣旨普及費	千円 1,727	千円 1,720	千円 7	千円 758	千円	千円	千円 969
計	1,727	1,720	7	758			969

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 療養給付費	千円 5,247,148	千円 5,460,189	千円 △213,041	千円 5,247,148	千円	千円	千円
2 療養費	32,262	32,861	△599	32,262			
3 審査支払手数料	16,658	16,936	△278				16,658
(退職被保険者等療養給付費)		1	△1				
(退職被保険者等療養費)		1	△1				
計	5,296,068	5,509,988	△213,920	5,279,410			16,658

2款 保険給付費

2項 高額療養費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 高額療養費	千円 819,724	千円 853,785	千円 △34,061	千円 819,724	千円	千円	千円
2 高額介護合算療養費	1,120	300	820	1,120			

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 1,727	趣旨普及費	千円

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 5,247,148	療養給付費	千円
18 負担金補助 及び交付金	32,262	療養費	
12 委託料	16,658	審査支払事務費 うち診療報酬審査支払委託料	16,658 16,658

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 819,724	高額療養費	千円
18 負担金補助 及び交付金	1,120	高額介護合算療養費	

2款 保険給付費  
2項 高額療養費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(退職被保険者等高額療養費)		1	△1				
(退職被保険者等高額介護合算療養費)		200	△200				
計	820,844	854,286	△33,442	820,844			

2款 保険給付費  
3項 移送費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 移送費	200	200	0	200			
(退職被保険者等移送費)		1	△1				
計	200	201	△1	200			

2款 保険給付費  
4項 出産育児諸費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 出産育児一時金	17,500	19,500	△2,000			11,666	5,834
計	17,500	19,500	△2,000			11,666	5,834

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 200	移送費 千円

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 17,500	出産育児一時金 千円

2款 保険給付費  
5項 葬祭諸費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 葬祭費	千円 5,100	千円 5,100	千円 0	千円	千円	千円	千円 5,100
計	5,100	5,100	0				5,100

2款 保険給付費  
6項 傷病手当金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	千円 100	千円 1,150	千円 △1,050	千円 100	千円	千円	千円
計	100	1,150	△1,050	100			

3款 国民健康保険事業費納付金  
1項 医療給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医療給付費	千円 1,213,597	千円 1,258,912	千円 △45,315	千円	千円	千円	千円 1,213,597
計	1,213,597	1,258,912	△45,315				1,213,597

3款 国民健康保険事業費納付金  
2項 後期高齢者支援金等

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 支援金等	千円 521,765	千円 500,040	千円 21,725	千円	千円	千円	千円 521,765
計	521,765	500,040	21,725				521,765

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 5,100	葬祭費	

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 100	傷病手当金	

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 1,213,597	医療給付費分	

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 521,765	後期高齢者支援金分	



3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護納付金	千円 167,420	千円 165,686	千円 1,734	千円	千円	千円	千円 167,420
計	167,420	165,686	1,734				167,420

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 財政安定化 基金拠出金	千円 1	千円 1	千円 0	千円	千円	千円	千円 1
計	1	1	0				1

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 特定健康診 査等事業費	千円 124,436	千円 132,073	千円 △7,637	千円 28,054	千円	千円	千円 96,382

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 167,420	介護納付金分	

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	千円 1		

節		説明	千円	
区分	金額			
1 報酬	千円 7,803	国保制度健全運営事業費 うち電算処理等業務委託料 健康診断業務委託料 特定保健指導業務委託料	124,436	
2 給料	10,756		3,314	
3 職員手当等	6,383		81,510	
4 共済費	4,017		4,125	
7 報償費	46			
8 旅費	382			
10 需用費	3,065			
11 役務費	2,887			

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	124,436	132,073	△7,637	28,054			96,382

5款 保健事業費

2項 保健事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健活動費	千円 12,886	千円 14,070	千円 △1,184	千円 216	千円	千円	千円 12,670
計	12,886	14,070	△1,184	216			12,670

6款 基金積立金

1項 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金積立金	千円 423	千円 544	千円 △121	千円	千円	千円 423	千円
計	423	544	△121			423	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
12 委託料	88,949		
13 使用料及び 賃借料	148		

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
7 報償費	9,200	保健事業費	741
		医療費通知事業費	2,945
10 需用費	189	うち電算処理等業務委託料	1,172
		人間ドック利用奨励事業費	8,000
11 役務費	2,014	脳ドック利用奨励事業費	1,200
12 委託料	1,172		
13 使用料及び 賃借料	311		

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
24 積立金	423	基金積立金	423
		うち国民健康保険財政調整基金利子積立金	423

7款 公債費

1項 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 利子	42	42	0				42
計	42	42	0				42

8款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保険税還付金	7,000	7,000	0				7,000
2 返還金	1	1	0				1
(退職被保険者等保険税還付金)		200	△200				
計	7,001	7,201	△200				7,001

9款 予備費

1項 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
22 償還金利子 及び割引料	42	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
22 償還金利子 及び割引料	7,000	
22 償還金利子 及び割引料	1	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

(共同事業拠出金)

(共同事業拠出金)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(共同事業拠出金)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計		10	△10				

節		説明
区分	金額	
	千円	千円



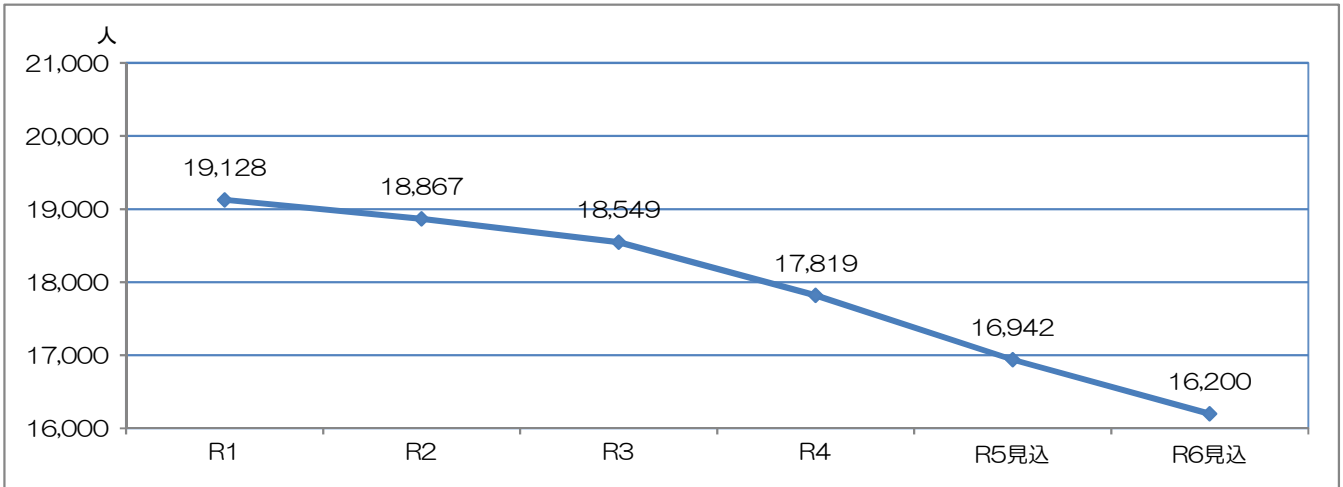
# 花巻市国民健康保険事業の状況

(令和4年度までの数値は決算値であり、令和5・6年度は見込値である)

参考資料 1

## ○被保険者の推移（年度平均）

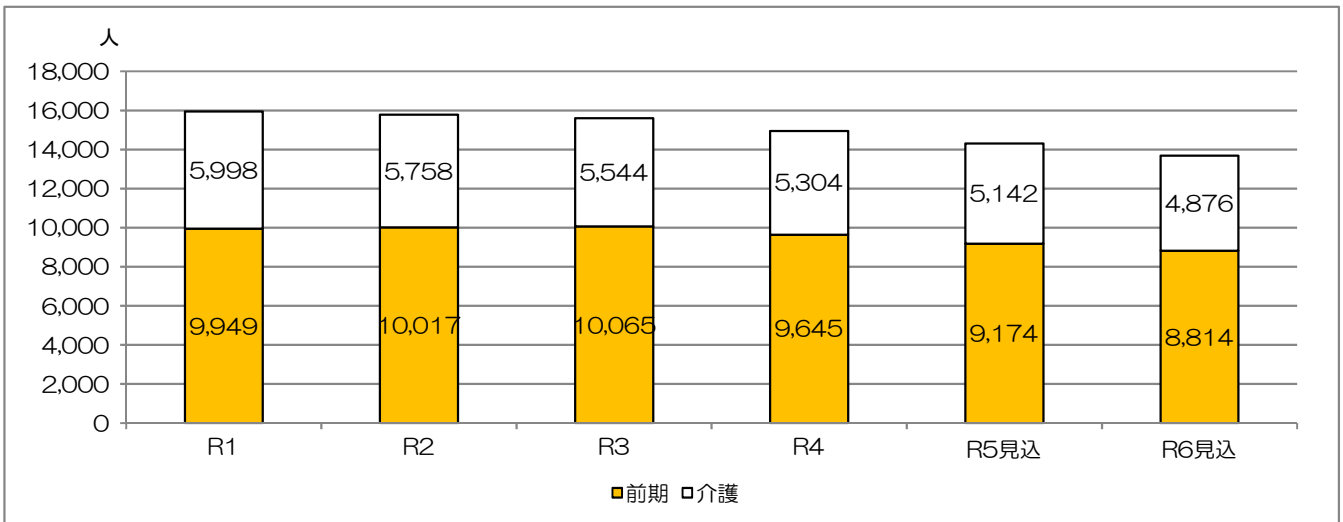
後期高齢者医療制度への移行が減少の大きな要因となり、今後も同様の傾向が続く見込み。



※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より

## ○前期高齢者数（65～74歳）、介護保険第2号被保険者数（40～64歳）の推移（年度平均）

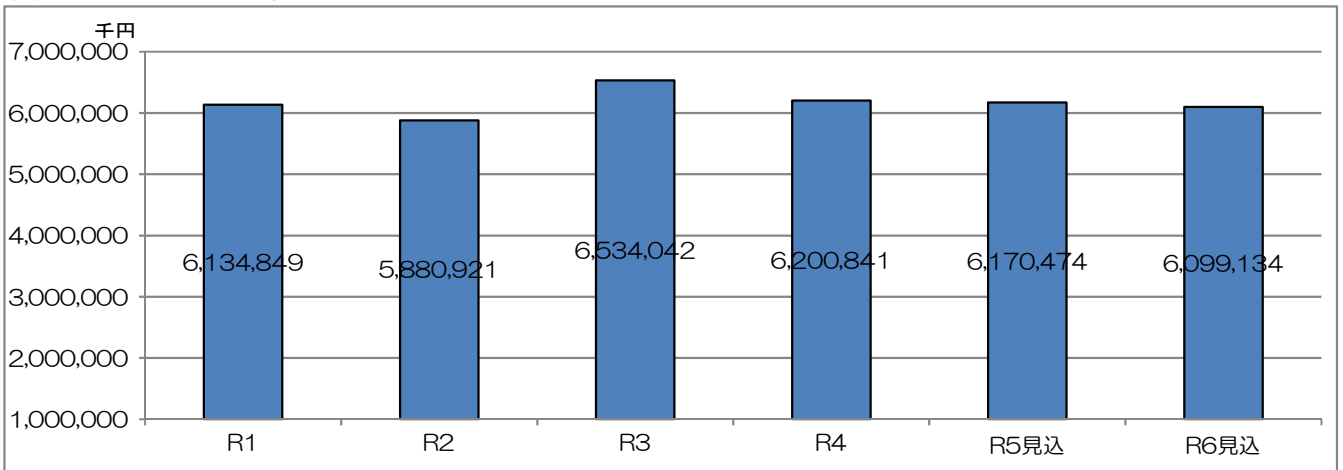
前期高齢者は、被保険者の減少に伴い減少していく見通し。被保険者に占める前期高齢者の割合は増加傾向にあり、当面も同様の傾向が続く見込み。



※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より

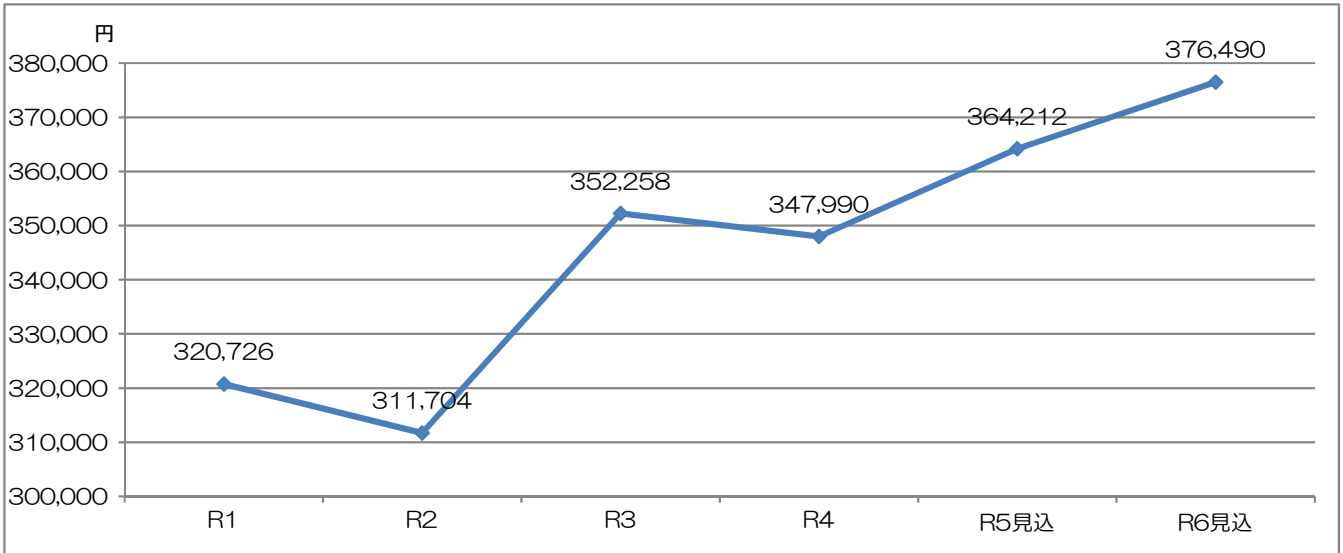
## ○保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の状況

高齢化や高度医療化により1人当たり給付費は増加しているものの、被保険者数の減少により総額は減少傾向にあり、今後も減少が見込まれる。



※花巻市国民健康保険特別会計決算より

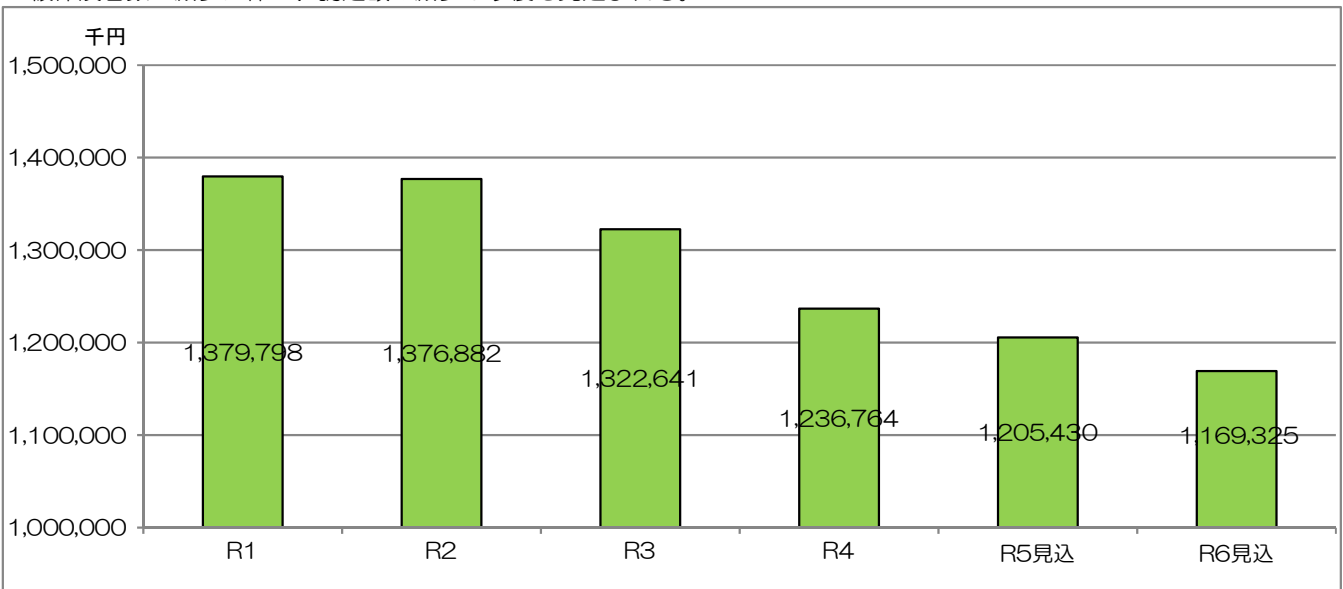
○1人当たり保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の状況



※医療費総額／平均被保険者数

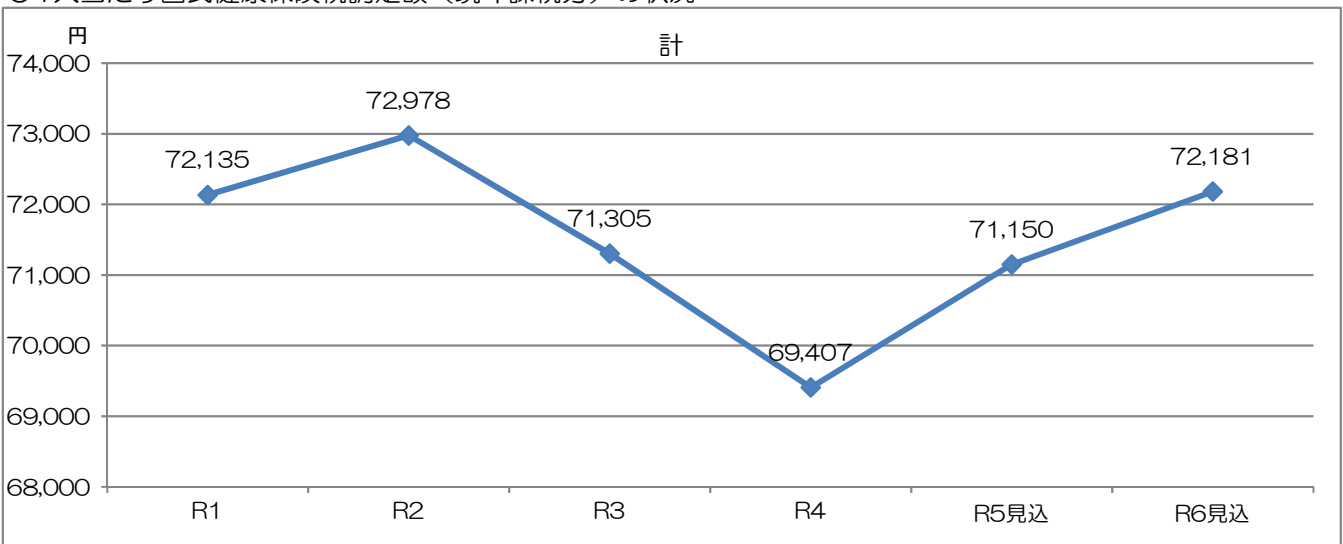
○国民健康保険税調定額（現年課税分）の状況

被保険者数の減少に伴い、調定額の減少が今後も見込まれる。



※花巻市国民健康保険特別会計決算より

○1人当たり国民健康保険税調定額（現年課税分）の状況



※国保税調定総額／平均被保険者数

## 1 現状と課題

国民健康保険は、被保険者数の減少、高齢者や低所得者の増加等による国保税の減収にある一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による1人当たり医療費が増加傾向にあり、今後ますます厳しい財政運営が見込まれています。

このため、国保経営の安定化、効率化を図ることを目的に、都道府県が財政運営の責任主体となる制度改正が平成30年4月に行われたところですが、岩手県においては、県内市町村の保険料水準を令和7年度から令和11年度までに段階的に納付金ベースで統一していく方針を示し、これまで行ってきた県内市町村の事務事業についての標準化の協議とあわせ、国民健康保険の都道府県化を進めているところです。

また、国が進めるマイナンバーカードの保険証利用に伴う紙保険証の廃止が令和6年12月2日から開始されることが決定したため、市町村は、国が示す新しい資格確認の仕組みに対応する必要があります。

このような課題に対して、花巻市は、県が進める国民健康保険の都道府県化と歩調を合わせながら、被保険者の資格管理、保険税率の決定及び賦課徴収、保健事業や被保険者へのきめ細かい広報周知などを適切に行っていく必要があります。

## 2 基本方針

### (1) 国保財政の健全運営

適正な予算執行とともに財源を確保し、財政の健全な運営に努めます。

### (2) 適正賦課の推進

安定した財源確保のため、所得の的確な把握を行い、公正かつ適正な賦課に努めます。

### (3) 国保税収納促進

新規滞納者への早期対応に努めるとともに滞納者の実態を把握、分析し、きめ細かな納税相談を実施します。

担税力がありながら納付しない滞納者には、短期被保険者証や資格証明書の交付により納税相談機会の拡充に努めるほか、適切に差押えや執行停止等の滞納処分を行います。

### (4) 国保資格適用の適正化の推進

被保険者資格の的確な把握に努めます。

### (5) 医療費適正化

診療報酬明細書（レセプト）点検の継続、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進、第三者行為の求償事務推進等により医療費の適正化に努めます。

### (6) 保健事業の推進

「花巻市保健福祉総合計画」及び「健康はなまき21プラン」を推進するとともに、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期花巻市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。

特定健康診査の目標実施率 R6 54.0%

特定保健指導の目標実施率 R6 49.0%

(7) 広報活動の充実

国保制度、オンライン資格確認等についての理解促進を図るため、広報活動を充実します。

3 重点事項

(1) 国保財政の健全な運営

- ・ 医療費の動向、被保険者の推移等を加味した適切な財源確保
- ・ 制度改正等を見据えた着実な事務の実施

(2) 適正な賦課

- ・ 未申告者への申告勧奨（所得把握）

(3) 国保税収納率の向上

- ・ 新規滞納者への早期対応
- ・ 滞納者の実態把握
- ・ きめ細かな納付相談
- ・ 短期被保険者証及び資格証明書を活用した納税相談機会の拡充
- ・ 差押等による滞納処分と県地方税特別滞納整理機構への移管
- ・ 口座振替の促進
- ・ 多様な納付方法の継続  
（コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング）

(4) 国保資格適用の適正化

関係各課との連携・国民年金被保険者情報等の活用による被保険者資格の的確な把握

(5) 医療費の適正化

- ・ 電算システムによるレセプト点検業務の実施
- ・ ジェネリック医薬品差額通知等による普及促進
- ・ 第三者行為求償事務の確実な実施
- ・ 電子レセプトや国保データベースシステムによる医療健康情報の分析
- ・ 医療機関の適正受診の啓発

(6) 保健事業の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の充実
- ・ 生活習慣病重症化予防のための保健指導等の実施
- ・ 健康教育、健康相談の実施
- ・ 保健推進委員及び食生活改善推進員と連携した保健事業の実施
- ・ 重複・多剤投与者に対する保健指導の実施
- ・ 人間ドック及び脳ドック利用奨励金の交付

(7) 広報活動の充実

- ・ 制度運営、オンライン資格確認等の周知
- ・ 健康の自己管理（セルフケア）意識の普及・啓発

事 項	現 状				
1 国保財政の健全運営 (1) 一般的状況 ① 被保険者数の状況	被保険者数の状況は次のとおりである。 (年度末) (単位:人)				
	区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年12月末
増減の状況	総 数	18,705	18,033	17,215	16,829
	未就学児	298	251	234	215
	一般(若年)	12,620	12,067	11,510	11,276
	70歳以上	5,787	5,715	5,471	5,338
	転 入	420	430	438	32
	転 出	317	333	366	22
	差 引	103	97	72	10
	社 保 離 脱	2,967	2,736	2,819	202
	社 保 加 入	2,207	2,087	2,231	183
	差 引	760	649	588	19
	生 保 廃 止	37	27	38	1
	生 保 開 始	51	63	44	1
	差 引	△ 14	△ 36	△ 6	0
	出 生	29	20	31	3
	死 亡	156	179	186	15
	差 引	△ 127	△ 159	△ 155	△ 12
	後期高齢者離脱	1	1	0	0
	後期高齢者加入	712	1,142	1,263	84
	差 引	△ 711	△ 1,141	△ 1,263	△ 84
	その他(増)	117	128	165	4
その他(減)	215	210	219	16	
差 引	△ 98	△ 82	△ 54	△ 12	
年度中増	3,571	3,342	3,491	242	
年度中減	3,658	4,014	4,309	321	
差 引	△ 87	△ 672	△ 818	△ 79	
② 医療費の状況	医療給付の状況(一人当たり費用額)は、次のとおりである。 (単位:円)				
	区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込
	一 般	276,789	316,023	313,304	316,425
	* 医療給付は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。				
(2) 財政の状況 ① 単年度収支の状況	単年度収支は次のとおりである。 (単位:千円)				
	区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込
	金 額	774	1,503	569	1,000
② 基金の保有状況	基金の保有状況は、次のとおりである。 (単位:千円)				
	区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込
	金 額	1,469,724	1,215,083	940,905	621,160

事 項	現 状			
(3) 予算編成方針 <歳入に関する事項> ①国民健康保険税 の確保	被保険者数の減少と国民健康保険税率の一部引き下げにより、 収入の確保は難しい状況にある。			
	医療給付費分税率			
	区分	令和3年度	4年度	5年度
	所得割額	6.50%	6.50%	6.50%
	資産割額	—	—	—
	均等割額	16,500円	16,500円	16,500円
	平等割額	16,300円	16,300円	16,300円
	課税限度額	630,000円	650,000円	650,000円
	後期高齢者支援金分税率			
	区分	令和3年度	4年度	5年度
	所得割額	2.00%	2.00%	2.00%
	資産割額	—	—	—
	均等割額	6,900円	6,900円	6,900円
	平等割額	5,600円	5,600円	5,600円
	課税限度額	190,000円	200,000円	220,000円
介護納付金分税率				
区分	令和3年度	4年度	5年度	
所得割額	2.00%	2.00%	2.00%	
資産割額	—	—	—	
均等割額	7,500円	7,500円	7,500円	
平等割額	7,800円	7,800円	7,800円	
課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円	
国民健康保険税決算額 (単位:千円)				
区分	令和2年度	3年度	4年度	
一 般	医療現年	907,318	871,327	815,417
	後期現年	304,972	293,292	274,806
	介護現年	119,832	113,107	105,427
	医療滞繰	31,230	22,822	26,487
	後期滞繰	9,698	7,571	8,809
	介護滞繰	6,649	4,783	5,402
	計	1,379,699	1,312,902	1,236,348
退 職	医療現年	2	0	0
	後期現年	1	0	0
	介護現年	2	0	0
	医療滞繰	243	48	18
	後期滞繰	63	15	6
	介護滞繰	77	18	7
	計	388	81	31
計	医療現年	907,320	871,327	815,417
	後期現年	304,973	293,292	274,806
	介護現年	119,834	113,107	105,427
	医療滞繰	31,473	22,870	26,505
	後期滞繰	9,761	7,586	8,815
	介護滞繰	6,726	4,801	5,409
	計	1,380,087	1,312,983	1,236,379

目 標	実施方法(内容)																																				
国保財政の健全化を図る。	<p data-bbox="496 277 1193 311">適切な財源確保により、財政の健全な運営に努める。</p> <p data-bbox="608 349 842 383">医療給付費分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 383 1010 600"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>650,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 636 932 669">後期高齢者支援金分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 669 1010 887"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 913 842 947">介護納付金分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 947 1010 1164"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>170,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="496 1263 1315 1473">           収納率向上のため、以下の事業を実施する。            ・徴収嘱託員(1名)、窓口対応事務員(3名)の設置            ・短期被保険者証、資格証明書の交付            ・口座振替の促進            ・コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキングなど多様な納付方法の継続と周知         </p>	区分	6年度	所得割額	6.50%	資産割額	—	均等割額	16,500円	平等割額	16,300円	課税限度額	650,000円	区分	6年度	所得割額	2.00%	資産割額	—	均等割額	6,900円	平等割額	5,600円	課税限度額	240,000円	区分	6年度	所得割額	2.00%	資産割額	—	均等割額	7,500円	平等割額	7,800円	課税限度額	170,000円
区分	6年度																																				
所得割額	6.50%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	16,500円																																				
平等割額	16,300円																																				
課税限度額	650,000円																																				
区分	6年度																																				
所得割額	2.00%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	6,900円																																				
平等割額	5,600円																																				
課税限度額	240,000円																																				
区分	6年度																																				
所得割額	2.00%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	7,500円																																				
平等割額	7,800円																																				
課税限度額	170,000円																																				

事 項	現 状																																								
②一般会計繰入金	<p>一般会計からの繰り入れは、法令に基づいて保険基盤安定制度、出産育児一時金、事務費等を繰り入れている。</p> <p>繰入の状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険基盤安定</td> <td>390,074</td> <td>400,788</td> <td>393,759</td> <td>372,843</td> </tr> <tr> <td>未就学児均等割</td> <td></td> <td></td> <td>1,861</td> <td>1,612</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>8,109</td> <td>4,359</td> <td>8,663</td> <td>5,947</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td>66,102</td> <td>69,269</td> <td>66,907</td> <td>76,002</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>114,341</td> <td>127,374</td> <td>125,936</td> <td>118,105</td> </tr> <tr> <td>産前産後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>578,626</td> <td>601,790</td> <td>597,126</td> <td>574,582</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未就学児均等割保険税軽減措置による繰入については、令和4年度から開始されたもの。          ※産前産後保険税免除措置による繰入については、令和6年1月から開始されたもの。</p>	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込	保険基盤安定	390,074	400,788	393,759	372,843	未就学児均等割			1,861	1,612	出産育児一時金	8,109	4,359	8,663	5,947	事務費等	66,102	69,269	66,907	76,002	その他	114,341	127,374	125,936	118,105	産前産後				73	計	578,626	601,790	597,126	574,582
区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込																																					
保険基盤安定	390,074	400,788	393,759	372,843																																					
未就学児均等割			1,861	1,612																																					
出産育児一時金	8,109	4,359	8,663	5,947																																					
事務費等	66,102	69,269	66,907	76,002																																					
その他	114,341	127,374	125,936	118,105																																					
産前産後				73																																					
計	578,626	601,790	597,126	574,582																																					
<歳出に関する事項>																																									
①総務費	<p>医療費の適正化及び収納率の向上を図るため、業務委託に係る経費、医療費適正化等に要する経費を計上している。</p>																																								
②保険給付費	<p>療養給付費、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の積算にあたっては、これまでの実績等を分析し、さらに、最近の医療費の動向等を勘案した額を計上する。</p> <p>医療費の状況(保険者負担) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">療養諸費</td> <td>一般</td> <td>5,177,343</td> <td>5,698,846</td> <td>5,393,525</td> <td>5,360,863</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,177,347</td> <td>5,698,847</td> <td>5,393,525</td> <td>5,360,863</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高額療養費</td> <td>一般</td> <td>703,568</td> <td>834,966</td> <td>807,316</td> <td>814,928</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>6</td> <td>228</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>703,574</td> <td>835,194</td> <td>807,316</td> <td>814,928</td> </tr> </tbody> </table> <p>※療養諸費は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。</p>	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込	療養諸費	一般	5,177,343	5,698,846	5,393,525	5,360,863	退職	4	1	0	0	計	5,177,347	5,698,847	5,393,525	5,360,863	高額療養費	一般	703,568	834,966	807,316	814,928	退職	6	228	0	0	計	703,574	835,194	807,316	814,928			
区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度見込																																					
療養諸費	一般	5,177,343	5,698,846	5,393,525	5,360,863																																				
	退職	4	1	0	0																																				
	計	5,177,347	5,698,847	5,393,525	5,360,863																																				
高額療養費	一般	703,568	834,966	807,316	814,928																																				
	退職	6	228	0	0																																				
	計	703,574	835,194	807,316	814,928																																				
③保健事業費	<p>被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見と疾病予防等を図るため、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施している。</p>																																								
④制度改正等を見据えた事務の実施	<p>都道府県化による市町村事務の広域化・効率化の検討</p>																																								



目 標	実施方法(内容)						
<p>業務委託し事業の効率化を図る。</p>	<p>レセプト点検業務の委託</p> <p>保険者の負担割合は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6歳(義務教育就学前)未満の者 8割</li> <li>・6歳(義務教育就学後)以上70歳未満の者 7割</li> <li>・70歳から74歳までの者 8割(現役並み所得者は7割)</li> </ul>						
<p>保健事業費として、保険税の額の1%以上の額を確保する。</p>	<p>令和5年度保健事業費予算額</p> <table border="0"> <tr> <td>国保税現年分予算額</td> <td>1,166,296千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健事業費予算額</td> <td>143,663千円</td> <td>割合 12.31%</td> </tr> </table> <p>(医療費通知分を除く)</p>	国保税現年分予算額	1,166,296千円		保健事業費予算額	143,663千円	割合 12.31%
国保税現年分予算額	1,166,296千円						
保健事業費予算額	143,663千円	割合 12.31%					
<p>都道府県化に伴う事務を着実に実施する</p>	<p>納付金を算定するための基礎データの作成・報告等</p>						

事 項	現 状																																																																																
<p>2適正賦課の推進</p> <p>(1)所得の適正な把握</p> <p>(2)応益割合</p> <p>(3)保険税の軽減</p> <p>(4)保険税の減免 減免基準</p> <p>(5)遡及適用者及び 所得修正に係る 適正賦課</p>	<p>被保険者間の負担の公平を図るため、課税所得の適正な把握に努め、特に転入者については、迅速な所得照会を行っている。</p> <p>また、申告のない世帯については、関係部署と連携を図り、申告指導を行っている。</p> <p>一般被保険者(現年分)の応益割合は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="566 555 1248 651"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応益割合</td> <td>49.08%</td> <td>50.20%</td> <td>49.43%</td> <td>48.26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3～R5は当初賦課時点、R6見込は賦課期日時点</p> <p>保険税の軽減については、加入世帯の半数を超える世帯が軽減対象世帯となっている。</p> <p>(保険基盤安定負担金交付申請時の世帯数)</p> <table border="1" data-bbox="566 1066 1385 1597"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>4,206</td> <td>4,223</td> <td>4,000</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1,599</td> <td>1,592</td> <td>1,482</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>2,207</td> <td>2,178</td> <td>2,084</td> <td>2,032</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>757</td> <td>737</td> <td>679</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>1,470</td> <td>1,412</td> <td>1,338</td> <td>1,278</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>550</td> <td>511</td> <td>475</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>医療・後期分</td> <td>7,883</td> <td>7,813</td> <td>7,422</td> <td>7,210</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2,906</td> <td>2,840</td> <td>2,636</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽減世帯の割合 %</td> <td>医療・後期分</td> <td>63.1</td> <td>64.0</td> <td>62.6</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>58.5</td> <td>59.5</td> <td>57.0</td> <td>54.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免基準による減免件数・額</p> <table border="1" data-bbox="566 1671 1248 1816"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>38件</th> <th>5,338,900円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>3件</td> <td>74,300円</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>10件</td> <td>341,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 旧被扶養者に係る減免は除く</p> <p>※新型コロナ減免</p> <p>遡及賦課は地方税法の規定により、3年となっている。</p> <p>所得の更正や資格異動等に係る賦課については、関係各課との連携を図り適正に行っている。</p>	区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	応益割合	49.08%	50.20%	49.43%	48.26%	区分		令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	7割世帯	医療・後期分	4,206	4,223	4,000	3,900	介護分	1,599	1,592	1,482	1,430	5割世帯	医療・後期分	2,207	2,178	2,084	2,032	介護分	757	737	679	642	2割世帯	医療・後期分	1,470	1,412	1,338	1,278	介護分	550	511	475	442	計	医療・後期分	7,883	7,813	7,422	7,210	介護分	2,906	2,840	2,636	2,514	軽減世帯の割合 %	医療・後期分	63.1	64.0	62.6	60.8	介護分	58.5	59.5	57.0	54.4	令和2年度	38件	5,338,900円	3年度	3件	74,300円	4年度	10件	341,300円
区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																																																													
応益割合	49.08%	50.20%	49.43%	48.26%																																																																													
区分		令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																																																												
7割世帯	医療・後期分	4,206	4,223	4,000	3,900																																																																												
	介護分	1,599	1,592	1,482	1,430																																																																												
5割世帯	医療・後期分	2,207	2,178	2,084	2,032																																																																												
	介護分	757	737	679	642																																																																												
2割世帯	医療・後期分	1,470	1,412	1,338	1,278																																																																												
	介護分	550	511	475	442																																																																												
計	医療・後期分	7,883	7,813	7,422	7,210																																																																												
	介護分	2,906	2,840	2,636	2,514																																																																												
軽減世帯の割合 %	医療・後期分	63.1	64.0	62.6	60.8																																																																												
	介護分	58.5	59.5	57.0	54.4																																																																												
令和2年度	38件	5,338,900円																																																																															
3年度	3件	74,300円																																																																															
4年度	10件	341,300円																																																																															

目 標	実施方法(内容)
<p>地方税法標準基礎課税額に対する標準割合の応能:応益割を50:50を基本として調整する。</p> <p>*保険税軽減制度 前年度の所得が低かった世帯を対象に国保税の一部を減額する制度</p>	<p>応能割・応益割</p> <p>国保税は、被保険者の負担能力に応じて賦課される「応能割」と受益に応じて等しく被保険者に賦課される「応益割」から構成される。「応能分」は、所得に応じた「所得割」と、資産に応じた「資産割」とに分けられ、「応益分」は、被保険者の人数に応じた「均等割」と世帯ごとの「平等割」とに分けられる。</p> <p>平成30年度からは、市町村標準保険税率に基づき、資産割を廃止し、課税方式を4方式から3方式とした。</p> <p>低所得世帯については、応益割を軽減(7割、5割、2割)している。費用負担の公平性から応能、応益の割合の50対50を基本とし、必要に応じ調整する。</p> <p>軽減の対象</p> <p>世帯主(擬制世帯主を含む)と被保険者の前年中の所得額の合計額(世帯の総所得金額)が下記の基準額以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減…43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下</li> <li>・5割軽減…43万円+(29.5万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下</li> <li>・2割軽減…43万円+(54.5万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下</li> </ul> <p>※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者</p> <p>※2 国保から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。</p>

事 項	現 状																																																												
3国保税収納促進 (1) 収納率の状況	<p>収納率の状況は下記のとおりである。</p> <p>収納率の状況 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="576 365 1246 981"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一 般</td> <td>医療現年</td> <td>96.91</td> <td>96.74</td> <td>96.81</td> </tr> <tr> <td>後期現年</td> <td>96.86</td> <td>96.71</td> <td>96.77</td> </tr> <tr> <td>介護現年</td> <td>94.95</td> <td>94.69</td> <td>94.81</td> </tr> <tr> <td>医療滞繰</td> <td>34.32</td> <td>28.06</td> <td>32.98</td> </tr> <tr> <td>後期滞繰</td> <td>35.66</td> <td>30.08</td> <td>34.72</td> </tr> <tr> <td>介護滞繰</td> <td>36.92</td> <td>29.07</td> <td>32.49</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退 職</td> <td>医療現年</td> <td>100.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>後期現年</td> <td>100.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>介護現年</td> <td>100.00</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医療滞繰</td> <td>14.82</td> <td>3.73</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>後期滞繰</td> <td>12.82</td> <td>3.86</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td>介護滞繰</td> <td>14.60</td> <td>4.44</td> <td>2.10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>91.02</td> <td>90.65</td> <td>90.8</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和2年度	3年度	4年度	一 般	医療現年	96.91	96.74	96.81	後期現年	96.86	96.71	96.77	介護現年	94.95	94.69	94.81	医療滞繰	34.32	28.06	32.98	後期滞繰	35.66	30.08	34.72	介護滞繰	36.92	29.07	32.49	退 職	医療現年	100.00	—	—	後期現年	100.00	—	—	介護現年	100.00	—	—	医療滞繰	14.82	3.73	1.60	後期滞繰	12.82	3.86	1.68	介護滞繰	14.60	4.44	2.10	計		91.02	90.65	90.8
区 分		令和2年度	3年度	4年度																																																									
一 般	医療現年	96.91	96.74	96.81																																																									
	後期現年	96.86	96.71	96.77																																																									
	介護現年	94.95	94.69	94.81																																																									
	医療滞繰	34.32	28.06	32.98																																																									
	後期滞繰	35.66	30.08	34.72																																																									
	介護滞繰	36.92	29.07	32.49																																																									
退 職	医療現年	100.00	—	—																																																									
	後期現年	100.00	—	—																																																									
	介護現年	100.00	—	—																																																									
	医療滞繰	14.82	3.73	1.60																																																									
	後期滞繰	12.82	3.86	1.68																																																									
	介護滞繰	14.60	4.44	2.10																																																									
計		91.02	90.65	90.8																																																									
(2) 納期内納付	<p>納期内納付を促進することは、収納対策の第一歩であることから被保険者に対する啓発とともに口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキングなど多様な納付方法を周知し、収納推進に努める。</p> <p>①納期</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで            第2期 8月1日から同月31日まで            第3期 9月1日から同月30日まで            第4期 10月1日から同月31日まで            第5期 11月1日から同月30日まで            第6期 12月1日から同月25日まで            第7期 翌年1月1日から同月31日まで            第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>②令和4年度納税方法別の件数・利用割合</p> <table border="1" data-bbox="480 1641 1394 1861"> <thead> <tr> <th>期別 全件数</th> <th>口座振替</th> <th>コンビニ 収納</th> <th>クレジット カード収 納</th> <th>スマート フォン決済 (PayPay)</th> <th>年金特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82,234件</td> <td>17,498件</td> <td>25,373件</td> <td>188件</td> <td>1,587件</td> <td>18,245件</td> </tr> <tr> <td>100.00%</td> <td>21.3%</td> <td>30.9%</td> <td>1.1%</td> <td>1.9%</td> <td>22.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※クレジットカード収納の件数に、ネットバンキング収納(ペイジー)の件数を含む。</p>	期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決済 (PayPay)	年金特徴	82,234件	17,498件	25,373件	188件	1,587件	18,245件	100.00%	21.3%	30.9%	1.1%	1.9%	22.2%																																										
期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決済 (PayPay)	年金特徴																																																								
82,234件	17,498件	25,373件	188件	1,587件	18,245件																																																								
100.00%	21.3%	30.9%	1.1%	1.9%	22.2%																																																								

目 標	実施方法(内容)
<p>収納率目標 現年度 96.60%</p> <p>滞納繰越 前年度滞納繰越額 を下回る額。</p>	<p>「岩手県国民健康保険運営方針」で定める収納率目標を達成するため、同方針に掲げる取り組み事項を実施し、国民健康保険財政の安定化に努める。</p> <p>※県の運営方針では、現年度分については、県の目標値93.39%(被保険者1万5千人以上の保険者規模別グループの平均収納率)をすでに上回っている保険者は、平成30年度の当該市町村収納率以上の率を、滞納繰越分については、当該市町村の前年度滞納繰越額を下回る額を、それぞれ設定することとされています。</p>
<p>納期内納付を促進する。</p>	<p>*納税者に対するチラシ配布、金融機関等の窓口での新規奨励等により、引き続き口座振替納付の増加に努める。</p> <p>*広報紙やホームページを通じて、納期限内納付の必要性や口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキングなど多様な納税方法のPRを行う。</p> <p>*窓口対応事務員を配置し、納税者に対する初期対応・説明等を行う。</p>

事 項	現 状																																													
(3)滞納者対策	<p>滞納世帯数、滞納額は次のとおりである。</p> <p>納税者の負担の公平を図るため、短期被保険者証や資格証明書を交付して、滞納者との面談の機会を増やすなどの対策を講じ、収納率の向上に努めている。</p> <table border="1" data-bbox="502 465 1292 689"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞納世帯数(世帯)</td> <td>623</td> <td>585</td> <td>575</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>滞納額(千円)</td> <td>126,607</td> <td>125,048</td> <td>110,367</td> <td>83,311</td> </tr> <tr> <td>短期被保険者証(世帯)</td> <td>307</td> <td>271</td> <td>246</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>資格証明書(世帯)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">9/1現在 9/1現在</p>	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年12月末	滞納世帯数(世帯)	623	585	575	464	滞納額(千円)	126,607	125,048	110,367	83,311	短期被保険者証(世帯)	307	271	246	229	資格証明書(世帯)	6	7	7	6																				
区分	令和2年度	3年度	4年度	5年12月末																																										
滞納世帯数(世帯)	623	585	575	464																																										
滞納額(千円)	126,607	125,048	110,367	83,311																																										
短期被保険者証(世帯)	307	271	246	229																																										
資格証明書(世帯)	6	7	7	6																																										
4国保資格適用の適正化	<p>国民健康保険法に基づき、医療保険制度の資格の適用適正化を図るため、未適用者、退職者、重複適用者等について、関係機関及び部署と連携し、適用適正化を推進している。</p> <p>また、居所不明者についても、住民基本台帳担当、徴税担当と連携をとりながら、実態把握に努めている。</p>																																													
5医療費適正化 (1)レセプト点検の 充実・強化	<p>レセプト点検調査状況は次のとおりである。</p> <p>レセプト点検業務は、専門的な知識が求められることから、適格者を配置できる業者に委託している。また、研修会に参加することなどにより担当職員の資質の向上に努めている。</p> <table border="1" data-bbox="502 1505 1292 1930"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総点検枚数(枚)</td> <td>368,919</td> <td>349,804</td> <td>363,370</td> <td>353,887</td> </tr> <tr> <td>過誤調整枚数(枚)</td> <td>2,866</td> <td>2,216</td> <td>2,334</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>過誤調整金額(千円)</td> <td>30,132</td> <td>14,756</td> <td>11,834</td> <td>9,174</td> </tr> <tr> <td>被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)</td> <td>1,575</td> <td>782</td> <td>638</td> <td>515</td> </tr> <tr> <td>再審査請求枚数(枚)</td> <td>2,452</td> <td>2,119</td> <td>2,334</td> <td>2,246</td> </tr> <tr> <td>再審査請求金額(千円)</td> <td>179,306</td> <td>137,566</td> <td>150,597</td> <td>148,791</td> </tr> <tr> <td>査定額(千円)</td> <td>3,703</td> <td>2,705</td> <td>2,703</td> <td>1,719</td> </tr> <tr> <td>被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)</td> <td>194</td> <td>143</td> <td>145</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	総点検枚数(枚)	368,919	349,804	363,370	353,887	過誤調整枚数(枚)	2,866	2,216	2,334	1,800	過誤調整金額(千円)	30,132	14,756	11,834	9,174	被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	1,575	782	638	515	再審査請求枚数(枚)	2,452	2,119	2,334	2,246	再審査請求金額(千円)	179,306	137,566	150,597	148,791	査定額(千円)	3,703	2,705	2,703	1,719	被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	194	143	145	96
区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度																																										
総点検枚数(枚)	368,919	349,804	363,370	353,887																																										
過誤調整枚数(枚)	2,866	2,216	2,334	1,800																																										
過誤調整金額(千円)	30,132	14,756	11,834	9,174																																										
被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	1,575	782	638	515																																										
再審査請求枚数(枚)	2,452	2,119	2,334	2,246																																										
再審査請求金額(千円)	179,306	137,566	150,597	148,791																																										
査定額(千円)	3,703	2,705	2,703	1,719																																										
被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	194	143	145	96																																										

目 標	実施方法(内容)
納税相談の機会創出を図る。	<p>短期被保険者証(6カ月更新)や資格証明書を発行することにより滞納者に接触する機会を増やし納税相談を行う。</p> <p>(短期被保険者証、資格証明書交付世帯の18歳以下の子どもには、医療機関受診機会の確保のため、6カ月単位の短期被保険者証を交付している。)</p>
滞納整理を実施する。	<p>徴収嘱託員を配置して、現年度分の電話催告を中心に行い、滞納繰越の抑制に努める。また、文書による一斉催告を年5回実施する。</p>
滞納処分を実施する。	<p>滞納処分について、短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を確保する。財産調査や搜索により滞納者の実態把握に努め適切に差押や執行停止等の滞納処分を行う。</p>
適用の適正化を図る。	<p>国民年金資格喪失者一覧表の活用による喪失届出の勧奨を行う。</p> <p>退職被保険者等の適用適正化を行う。</p> <p>被保険者証及び医療費通知が届かない世帯等に対し、住民実態調査を行う。</p>
<p>レセプト点検体制の充実を図る。</p> <p>新国保3%運動 レセプト点検等により国保医療費の1%以上の財政効果をあげること。</p>	<p>レセプト点検業務委託の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関から請求されたレセプトの内容や資格について、二重に点検及び審査を行う。またその業務は、適切な資格があり、レセプト点検の実務に実績のある岩手県国民健康保険連合会に委託する。</li> <li>・点検及び審査の結果に基づき、医療機関へ返戻や被保険者への返還請求、オンライン資格確認を利用した保険者間振替等を行い、適正な保険給付に努める。</li> </ul> <p>担当職員の研修会への参加 研修会等へ積極的に参加し、資質の向上を図る。</p>

事 項	現 状															
(2)ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進	<p>被保険者の医療費抑制意識の啓発のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合との差額を知らせる。</p> <table border="1" data-bbox="502 392 1332 492"> <thead> <tr> <th>診療年月</th> <th>令和3年3月</th> <th>4年3月</th> <th>5年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花巻市ジェネリック使用割合</td> <td>85.9%</td> <td>85.2%</td> <td>87.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*厚生労働省HP「保険者別の後発医薬品の使用割合」より</small></p>	診療年月	令和3年3月	4年3月	5年3月	花巻市ジェネリック使用割合	85.9%	85.2%	87.0%							
診療年月	令和3年3月	4年3月	5年3月													
花巻市ジェネリック使用割合	85.9%	85.2%	87.0%													
(3)第三者行為求償事務の確実な実施	<p>第三者行為求償事務の状況は次のとおりである。 交通事故等の第三者行為の把握に努め、的確な事務処理を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="502 795 1332 974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求償件数</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>求償額</td> <td>6,614 (6,190)</td> <td>7,497 (4,888)</td> <td>3,214 (5,364)</td> <td>412 (3,785)</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*求償額は当該年度新規分、求償件数・求償額( )は過年度求償分も含めた当該年度徴収済額</small></p>	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年12月末	求償件数	16	12	14	10	求償額	6,614 (6,190)	7,497 (4,888)	3,214 (5,364)	412 (3,785)
区分	令和2年度	3年度	4年度	5年12月末												
求償件数	16	12	14	10												
求償額	6,614 (6,190)	7,497 (4,888)	3,214 (5,364)	412 (3,785)												
(4)医療健康情報の分析	<p>電子レセプトや国保データベースシステム等からの各種データを医療費適正化対策及び保健事業の推進に活用している。</p>															
(5)医療機関の適正受診の啓発	<p>健康及び保険制度に対する意識を高めるため、医療費通知を行っている。 レセプトから不適切な医療機関受診者を階層化し、適正受診に向けた個別指導を行っている。</p>															



目 標	実施方法(内容)
ジェネリック数量割合を85%以上とする。	<p>ジェネリック医薬品使用の使用の場合の差額通知を実施する。  対象は、ジェネリック医薬品に切り替え可能な医薬品を使用している被保険者  年3回発送(1回当たり約1,000人)</p>
求償件数を16件以上とする。	<p>第三者行為求償事務の迅速な実施</p> <p>事故発見      本人や損害保険会社からの届出  レセプト、消防署からの通知、新聞記事</p> <p>委任先          国保連</p>
データヘルス計画の評価と保健事業の推進	<p>医療費分析の実施</p> <p>活用資料      地区別・年齢別等疾病統計、  長期入院リスト、多受診者一覧</p> <p>活用方法      健康教育、健康相談、訪問指導  適用適正化の推進</p> <p>健康づくり課との連携</p>
更なる適正受診の啓発を行う。	<p>医療費通知は、年1回実施する。</p> <p>不適切な医療機関受診者に対し、適正受診の必要性や生活習慣の見直し・改善に向けた個別指導を訪問・電話により実施する。</p>

事 項	現 状																																																																	
<p>6保健事業の推進</p> <p>(1)生活習慣病予防と健康づくりの推進</p> <p>①特定健康診査 特定保健指導 糖尿病性腎症重症化 予防 生活習慣病ハイリスク 対策</p> <p>②健康教育 健康相談</p> <p>③保健推進委員 による地域活動</p> <p>④食生活改善推進員 による地域活動</p> <p>(2)重複受診者等に 対する保健指導の 実施</p>	<p>被保険者の健康の保持増進と生活習慣病予防のため、地域の健康課題や被保険者のニーズ等に即した保健事業を展開している。</p> <p>生活習慣病を誘因とする内臓脂肪症候群に着目した健診を行い生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、個別指導を行う。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導(法定報告値)</p> <table border="1" data-bbox="544 633 1315 784"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査受診率</td> <td>45.7%</td> <td>50.7%</td> <td>50.4%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率</td> <td>60.4%</td> <td>49.2%</td> <td>44.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○糖尿病性腎症重症化予防 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 927 1315 1030"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健指導実施率</td> <td>73.5%</td> <td>58.3%</td> <td>43.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○健康教育・健康相談 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1274 1315 1424"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教育</td> <td>420</td> <td>1,931</td> <td>3,822</td> <td>3,397</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>1,271</td> <td>1,233</td> <td>1,187</td> <td>995</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保健推進委員活動 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1516 1315 1619"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力人数</td> <td>800</td> <td>1,745</td> <td>1,178</td> <td>1,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>○食生活改善伝達講習会 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1711 1315 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>415</td> <td>310</td> <td>443</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重複・頻回受診及び多剤投与者指導人数 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1906 1315 2009"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施人数</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、重複・多剤投与者の指導人数</p>		令和2年度	3年度	4年度	特定健康診査受診率	45.7%	50.7%	50.4%	特定保健指導実施率	60.4%	49.2%	44.7%		令和2年度	3年度	4年度	保健指導実施率	73.5%	58.3%	43.8%		令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在	健康教育	420	1,931	3,822	3,397	健康相談	1,271	1,233	1,187	995		令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在	協力人数	800	1,745	1,178	1,204		令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在	参加人数	415	310	443	500		令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在	実施人数	17	10	22	10
	令和2年度	3年度	4年度																																																															
特定健康診査受診率	45.7%	50.7%	50.4%																																																															
特定保健指導実施率	60.4%	49.2%	44.7%																																																															
	令和2年度	3年度	4年度																																																															
保健指導実施率	73.5%	58.3%	43.8%																																																															
	令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在																																																														
健康教育	420	1,931	3,822	3,397																																																														
健康相談	1,271	1,233	1,187	995																																																														
	令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在																																																														
協力人数	800	1,745	1,178	1,204																																																														
	令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在																																																														
参加人数	415	310	443	500																																																														
	令和2年度	3年度	4年度	5年12月現在																																																														
実施人数	17	10	22	10																																																														

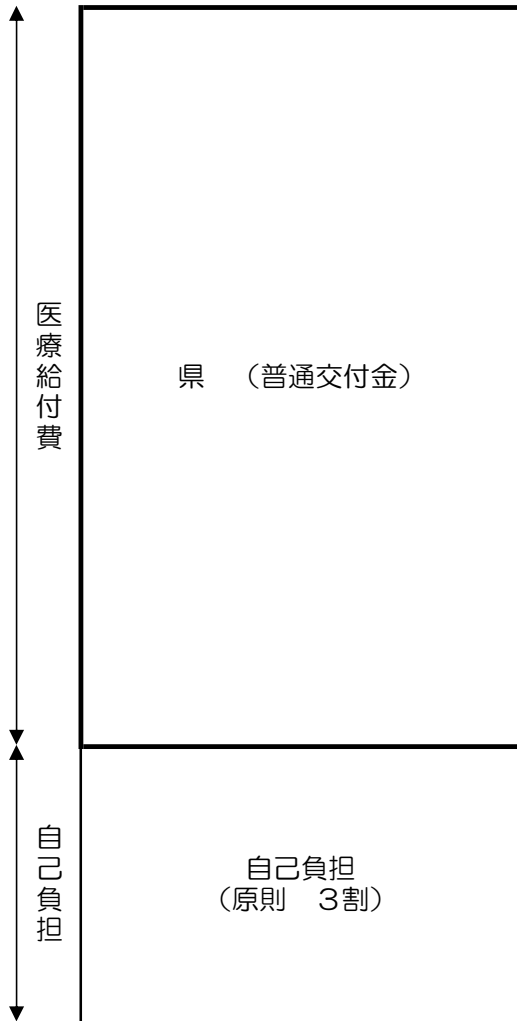
目 標	実施方法(内容)
<p>生活習慣病発症予防と重症化予防</p> <p>特定健康診査受診率 目標値 R6 54.0 %</p> <p>特定保健指導実施率 目標値 R6 49.0 % (第3期データヘルス計画より)</p>	<p>○特定健康診査 4月から12月、保健センター・振興センター等を会場に集団検診により実施 対象者：40歳～74歳の被保険者 基本的な検査項目：問診、身体計測、血液検査、尿検査 詳細な検診項目：心電図、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査 実施形態：岩手県予防医学協会に委託</p> <p>○特定保健指導 特定健康診査の結果、内臓肥満症候群該当者及び予備群の方に対し保健指導を行う。 実施形態：健康づくり課(直営)及び岩手県予防医学協会(委託)</p> <p>○糖尿病性腎症重症化予防 特定健康診査受診者のうちHbA1cの数値が高い方に対し、受診勧奨や保健指導等を行う。</p> <p>○生活習慣病ハイリスク対策(令和3年度より実施) 特定健康診査受診者のうち高血圧未治療者の方に対し、受診勧奨を行う。</p>
<p>健康の保持・増進</p>	<p>○健康教育・健康相談 健康アップ講座等の各種健康講座を開催し、正しい健康情報の提供を行うとともに、健康の自己管理(セルフケア)意識の普及・啓発を図る。</p>
<p>健康づくり意識の向上</p>	<p>○保健推進委員による地域活動 健康講座等の参加に加え、各種健診事業の周知活動・地域の保健活動への協力を行う。</p>
<p>望ましい食生活の普及・啓発</p>	<p>○食生活改善伝達講習会 食生活改善推進員が自治公民館、ショッピングセンター等を会場に食を通じた健康づくりのための講習会や、資料配付を行い普及啓発活動を行う。</p>
<p>医療機関の適正受診</p>	<p>○重複・多剤投与者の保健指導 重複・多剤投与者に対し、保健師・看護師が服薬や日常生活指導を行う。</p>

事 項	現 状																														
(3) 人間ドック及び 脳ドック利用奨励金 の交付	<p>被保険者の疾病の早期発見に努め、早期治療を行い健康増進を図るため実施している。</p> <p>○人間ドックの状況</p> <table border="1" data-bbox="512 392 1294 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>356件</td> <td>360件</td> <td>348件</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>奨励金額</td> <td>7,088千円</td> <td>7,161千円</td> <td>6,933千円</td> <td>4,812千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○脳ドックの状況</p> <table border="1" data-bbox="512 593 1294 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>36件</td> <td>40件</td> <td>34件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>奨励金額</td> <td>698千円</td> <td>755千円</td> <td>638千円</td> <td>364千円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年	3年	4年	5年12月末	件数	356件	360件	348件	243件	奨励金額	7,088千円	7,161千円	6,933千円	4,812千円		令和2年	3年	4年	5年12月末	件数	36件	40件	34件	19件	奨励金額	698千円	755千円	638千円	364千円
	令和2年	3年	4年	5年12月末																											
件数	356件	360件	348件	243件																											
奨励金額	7,088千円	7,161千円	6,933千円	4,812千円																											
	令和2年	3年	4年	5年12月末																											
件数	36件	40件	34件	19件																											
奨励金額	698千円	755千円	638千円	364千円																											
7 広報活動の充実 (1) 制度運営等の周知 及び健康づくりの 意識啓発	<p>国保事業を円滑に実施するためには、被保険者が国保制度についての理解を深めることが重要であることから、国保制度の趣旨目的及び事業の実態を認識させるとともに、健康意識の高揚を図るなど、被保険者に対する啓発活動の実施に努めている。</p>																														

目 標	実施方法(内容)
<p>特定健診未受診者の健診機会の確保</p> <p>市民への制度、オンライン確認等の周知に努める。</p> <p>「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識啓発に努める。</p>	<p>○人間ドック 被保険者が人間ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は35歳になる年度から74歳になる年度まで (市で実施する特定健康診査(集団健診)を受診できない人など)</p> <p>○脳ドック 被保険者が脳ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は40歳になる年度から74歳になる年度まで</p> <p>市広報紙、ホームページを活用し国保制度(資格異動届出、減免、制度改正等)、オンライン資格確認等の周知を図る。 新規加入者については、国保制度周知パンフレットを窓口で配布する。 国保だよりの作成・配布により、市の国保の現状の周知を図る。</p> <p>医師会等関係団体と連携しながら各種健康講座を開催し、健康の自己管理(セルフケア)意識の啓発に努める。</p>

# 国民健康保険

(国民健康保険法)



## 【令和6年度予算のポイント】

第3期 岩手県国民健康保険運営方針の開始年度(令和6年度から令和11年度まで)  
 都道府県化に伴う激変緩和措置の終了に伴う納付金の増  
 ・影響額+39,470千円(※令和5年度時激変緩和措置額)

## 岩手県独自のインセンティブ交付金の新設

・インセンティブ交付金の予算として県繰入金2億を増額(財源は県納付金)し、県運営方針に基づく取組を行った市町村へ交付を行う

## 制度改正

・賦課限度額の引上げ 令和5年度限度額計104万円→令和6年度限度額計106万円(+2万円)  
 医療分65万円(増減なし)、後期高齢者支援金分22→24万円(+2万円)、介護分17万円(増減なし)

## 診療報酬改定(2年毎)

・全体改定率△0.12%(本体+0.88% 薬価△1.00%)

## 【税率表】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	6.5%	2.0%	2.0%
資産割	0.0%	0.0%	0.0%
均等割	16,500円	6,900円	7,500円
平等割	16,300円	5,600円	7,800円
軽減率	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割
限度額	65万円	24万円	17万円

	令4決算	令5見込み	令6予算(案)
加入者数 (加入率)	17,819人 19.4%	16,942人 18.5%	16,200人 18.0%
1人当たり 医療給付費	347,990円	364,212円	376,490円
1人当たり 保険税	67,100円	69,101円	69,740円

## 【予算の積算方法】

◎R5年度の1人当たり医療給付費に、花巻市の過去(R2~R5)の医療費の平均伸び率を乗じR6年度の1人あたり医療給付費を見込んだ。

◎さらに、R6年度の加入者(見込)数を掛け合わせて、R6年度の医療給付費を見込んだ。

◎保険税については、制度改正、所得の状況、被保険者数の減などを勘案し見込んだ。

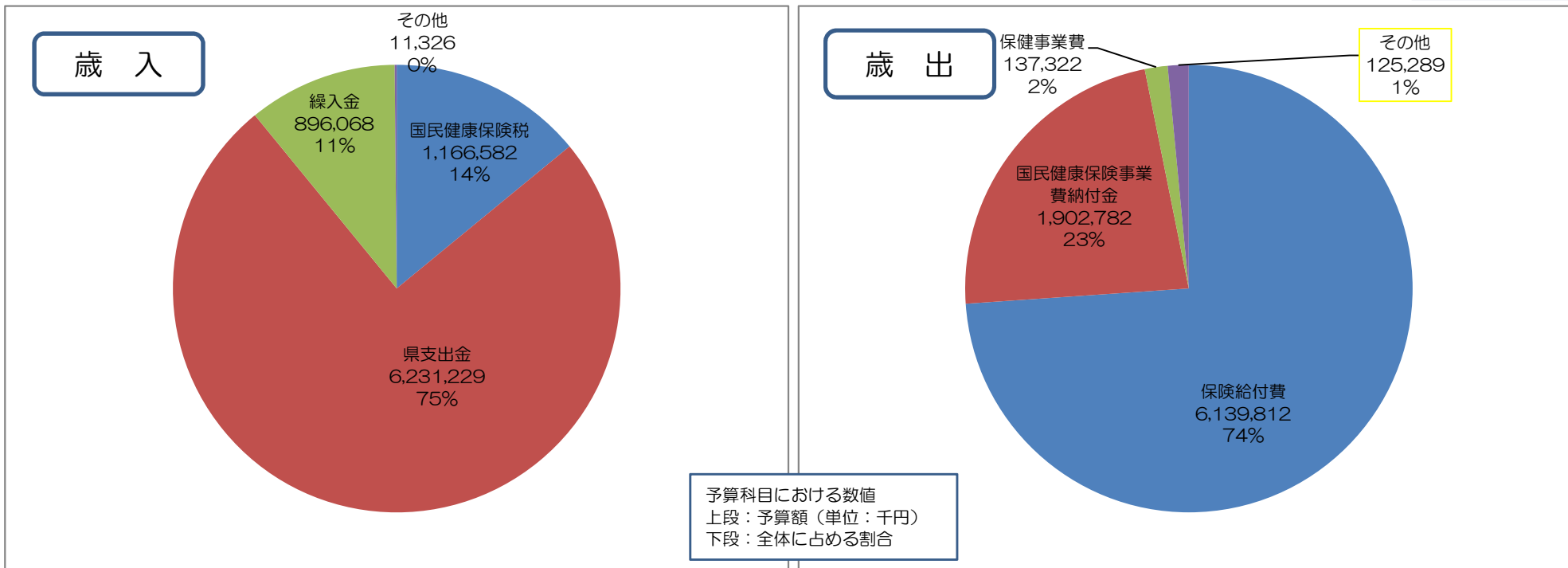
## 令6予算(案)

① 加入者数	16,200人
② 医療給付費現年分	6,099,134千円
③ 1人当たり医療給付費 ②/①	376,490円
④ 保険税現年分	1,129,782千円
⑤ 1人当たり保険税 ④/①	69,740円

※H30 都道府県化に伴い、医療費総額から自己負担を除いた給付費は、県交付金で賄われる。(国・支払基金の財源は県経由で納入される)  
 (別途、保険料軽減分を補てんする保険基盤安定制度、財政安定化支援などの公費支援あり。)

# 予算構成の概要（令和6年度 歳入・歳出総額8,305,205千円）

参考資料4



国民健康保険税（現年度分＋滞納繰越分）  
 医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で構成

県支出金  
 ○保険給付費等交付金  
 ・普通交付金  
 保険給付費等の100%相当  
 ・特別交付金  
 保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金、特定健康診査等負担金等

繰入金（法令等に基づく一般会計からの繰入、財政調整基金からの繰入）  
 国保税の法定軽減分や出産育児一時金の2/3、事務費分などがある

保険給付費  
 医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、被保険者が支払う自己負担分を除いた額

国民健康保険事業費納付金  
 県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに決定する。  
 市町村は県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め賦課・徴収し、県に納金を納める。  
 県は市町村が行う療養の給付等に要する費用を、全額市町村に保険給付費等交付金として支払う。

保健事業費  
 特定健康診査・保健指導の他、医療費を抑制するための保健事業に要する費用